

教育訓練給付金制度について

令和2年4月から陸災防岐阜のフォークリフト運転技能講習が**教育訓練給付金対象講座の指定**を受けました！！

《制度をご活用の方へ》

- ① 岐阜会場、大垣会場、美濃加茂会場の講習が対象となります。
- ② まずは、最寄りのハローワークでご確認ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/hw/anteisyo.html>

- ③ 教育訓練給付金制度のご活用を希望される方は、講習の予約または申込時に**制度活用ご希望の旨をお知らせください。**

【教育訓練給付金制度】

一定条件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、支払った経費の20%に相当する額を限度に公共職業安定所（ハローワーク）より支給されます

【支給対象者】

◎ 個人負担で受講料を支払った方

- ① 在職中の方は、雇用保険の被保険者であった期間が3年以上あること
- ② 離職中の方は離職日の翌日以降、受講開始日までが1年以内であること

(ご参考) 厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html